

地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑 重要事項説明書

当施設は、ご利用者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供いたします。施設の概要やご提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

(令和6年8月1日現在)

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 光仁会
法人の所在地	〒745-0807 周南市城ヶ丘三丁目6番1号
代表者の氏名	理事長 市川 喜久子
電話番号	0834-33-8881
FAX番号	0834-33-8882

2 ご利用施設の概要

(1) 施設の名称等

施設の名称	地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑
施設の所在地	〒745-0807 周南市城ヶ丘三丁目6番1号
管理者の氏名	施設長 松本 咲子
電話番号	0834-33-8881
FAX番号	0834-33-8882
介護保険指定番号	3591500289

(2) 当法人で併せて実施する介護保険事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定員
(予)短期入所生活介護	平成26年11月1日	3571501414	10名
(予)認知症対応型共同生活介護	平成26年11月1日	3591500271	18名
地域密着型通所介護	平成27年3月1日	3571501539	10名
周南市介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業総合事業通所介護	平成30年3月1日		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	令和2年4月1日	3591000207	29名
(予)短期入所生活介護	令和2年4月1日	3571000888	10名

### 3 事業の目的と運営方針

<p>目的</p> <p>入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とします。</p> <p>運営方針</p> <p>1. 地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。</p> <p>2. 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するよう努めます。</p> <p>3. 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係機関との密接な連携に努めます。</p> <p>4. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。</p>
---

### 4 建物および設備

#### (1) 敷地面積及び建物の概要

敷地面積	2655.11 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延べ床面積	1028.32 m <sup>2</sup>
	利用定員	29名

#### (2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等
個室	29室
共同生活室	3ユニット
浴室・脱衣室	3室（一般浴槽1室、リフト付浴槽1室、寝台浴槽1室）
相談室	1室
医務室	1室（診療所）
地域交流スペース	1室

### 5 職員の配置状況

職種	人員数	兼務状況等
施設長	1人	デイサービスセンターくすのき・地域密着型特養ひいらぎと兼務
医師	1人以上	嘱託
生活相談員	2人以上	デイサービスセンターくすのき・

		地域密着型特養ひいらぎと兼務
介護職員（特養）	13人以上	各ユニットに常勤のユニットリーダーを配置 ショートステイの介護職員を兼務
介護職員（ショートステイ）	4人以上	常勤のユニットリーダーを配置 特養の介護職員を兼務
看護職員	2人以上	1名は常勤
機能訓練指導員	1人以上	看護職員と兼務
管理栄養士	1.2人以上	地域密着型特養ひいらぎと兼務
介護支援専門員	1人以上	介護職員と兼務
事務職員	1人以上	デイサービスセンターくすのきと兼務

## 6 勤務体制

職 種	勤務体制	業務内容
施設長	日勤勤務（8：30～17：30）	施設の業務を統括します。
医師	週2日（10：30～12：00）	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
生活相談員	日勤勤務（8：30～17：30）	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護職員	早出勤務（7：00～16：00） 夜間勤務（17：00～8：30） 遅出勤務（10：00～19：00） ※看護職員又は介護職員を、日勤帯は各ユニットに1名以上、夜勤帯は2ユニットに1名を配置します。	ご利用者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	日勤勤務（8：30～17：30） ※夜間については、交代で連絡の取れる体制をとり、緊急時に備えます。	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活の介護・介助等も行います。
機能訓練指導員	日勤勤務（8：30～17：30）	ご利用者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	日勤勤務（8：30～17：30）	ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
管理栄養士	日勤勤務（8：30～17：30）	ご利用者の食事の管理をします。
事務職員	日勤勤務（8：30～17：30）	庶務及び会計事務を行います。
調理業務	業務委託 ソフトライフ(株)	ご利用者の身体の状態や嗜好を考慮した食事を提供するように施設職員との連携に努めます。

## 7 介護保険給付によるサービス

<p>施設サービス計画 の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員が、ご利用者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、ご利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画を作成します。</li> <li>・作成した地域密着型施設サービス計画の内容について、ご利用者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。</li> <li>・計画作成後は、実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。</li> </ul>
<p>食 事 栄養管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事は、できる限り離床して、共同生活室で食べていただけるように配慮します。</li> <li>朝食 7：30～ 9：30</li> <li>昼食 11：30～13：30</li> <li>夕食 16：30～18：30</li> <li>・常勤の管理栄養士を配置して、栄養ケアマネジメントによる個別の食事指導、必要な栄養改善を実施します。</li> </ul>
<p>入 浴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴または清拭を週2回以上行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は機械浴槽を用いて入浴することができます。</li> <li>・入浴前に体調を確認し、気持ちよく安全に入浴していただけるよう援助します。</li> </ul>
<p>排せつ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体機能を活用した援助を行います。</li> <li>・自力排泄可能な方はできるだけトイレまで誘導し、自然に排泄できるよう援助します。</li> <li>・ポータブルトイレを居室で使用される場合は、プライバシーの保護に努めます。</li> <li>・紙オムツ使用の方は随時取り替え、気持ちよく過ごしていただけるよう援助します。（紙オムツ代のご負担はありません。）</li> </ul>
<p>離床・着替え 整容・その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は週1回（状況に応じて随時交換）実施し、寝具の消毒は定期的に行います。</li> <li>・衣類の洗濯は、随時当施設で行います。</li> <li>・洗濯機、乾燥機にかけられない衣類はご家族での対応をお願いします。</li> </ul>

	<p>す。外部クリーニングの利用を希望される場合はご相談ください。 (ご利用者負担：実費)</p>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の心身の状況に合わせた機能訓練を行い、生活機能が維持できるように援助します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関（市川医院）の内科医を嘱託医とし、週2回診療日を設けてご利用者の健康管理に努めます。</li> <li>・容態の急変時等必要な場合には、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・外部の医療機関に通院される場合は、送迎等の援助について可能な限り配慮します。(施設職員での対応が難しい場合には、ご家族にご協力をお願いする場合があります。)</li> </ul>
口腔衛生の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行います。</li> </ul>
その他自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、身体状況を考慮しながら、可能な限りベッドから離れる時間を持てるよう援助します。</li> <li>・ご利用者個々の生活リズムを考えて、適切な着替え、整容が行われるよう援助します。</li> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容（ひげそり、整髪、爪切りなど）を行います。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関への各種手続きなど、ご利用者及びご家族からのご相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。</li> <li>・要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行います。</li> </ul>

## 8 介護保険給付以外のサービス

理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問理美容サービスをご利用いただけます。(ご利用者負担：実費)</li> </ul>
金銭出納管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万円以内の現金小遣いは、事務室内の金庫で管理し、収支管理状況を月次で報告させていただくことができます。</li> <li>・上記金額を超える金銭の出納管理についてもご相談いただけます。 (当施設の利用者預り金等管理規程に基づいて対応します。ご利用者負担：1,500円/月)</li> </ul>
訪問歯科診療	<p>協力歯科医療機関による歯科診療及び口腔衛生指導等を受けることができます。(ご利用者負担：診療代実費)</p>
個別外出支援	<p>個別の外出をご希望の場合はご相談ください。職員体制上可能な範囲での援助となりますが、お力になれるよう努めます。(ご利用者負担：実費)</p>

9 当施設ご利用の際に、ご留意いただく事項

<p>来訪・面会</p>	<p>ご利用者にとってご家族とのふれあいは、介護サービスでは補うことのできない大切な機会です。時間の許す限りお運びください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予めご予約の上、お越してください。</li> <li>・ 原則 平日 9:00~17:30 の間（1 回につき 15 分程度）としますので、ご協力をお願いいたします。</li> <li>・ ご面会前の健康確認やマスクの着用にご協力ください。</li> <li>・ ご面会の際には面会簿にご記入ください。</li> <li>・ 飲食物や衣類等の差し入の際は、予め職員にお声かけください。</li> </ul>
<p>外出・外泊</p>	<p>ご家族との楽しい時間をお過ごしください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず行き先と帰苑時間を職員にお申し出ください。</li> <li>・ 食事をキャンセルされる場合は、事前にお申し出ください。</li> <li>・ 外出・外泊前に申出書をご記入ください。</li> <li>・ 代理人以外の方が外出・外泊の手続きをされる場合は、代理人の方の了解を得ていただくよう、その他のご家族や親戚の方等にご説明ください。</li> <li>・ 健康状態が思わしくない場合は、見合わせていただくことがあります。</li> </ul>
<p>設備器具等の利用</p>	<p>施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。</p>
<p>持ち込み品</p>	<p>限りあるスペースの範囲で、馴染みの物をご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ・小型冷蔵庫等個人専用の家電製品を持ち込まれる場合は、ご相談ください。（ご利用者負担：持込使用料として 50 円/日）</li> <li>・ 火気や危険物の持ち込みはご遠慮ください。</li> </ul>
<p>貴重品等の管理</p>	<p>現金や貴重品は居室に持ち込まず、施設にご相談ください。ただし、品物によっては、お預かりすることが困難な場合もあります。</p>
<p>迷惑行為等</p>	<p>騒音等其他のご利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。</p>
<p>宗教その他の活動</p>	<p>施設内で他のご利用者に対する宗教活動・政治活動・販売活動等は、ご遠慮ください。</p>
<p>動物の飼育</p>	<p>施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。交流の機会をご希望の場合は、屋外テラス等をご利用いただける場合がありますので、施設にご相談ください。</p>

## 10 医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

### 協力医療機関等

医療機関の名称	独立行政法人 地域医療機能推進機構 徳山中央病院
医院長名	沼 文隆
所在地	周南市孝田町1番1号
電話番号	0834-28-4411
診療科	内科、外科、整形外科 等
入院設備	あり

医療機関の名称	社会医療法人 同仁会 周南記念病院
医院長名	橋谷田 博
所在地	下松市生野屋南一丁目10番1号
電話番号	0833-45-3330
診療科	内科、外科、整形外科 等
入院設備	あり

医療機関の名称	医療法人社団 光仁会 市川医院
医院長名	市川 晃
所在地	光市中央三丁目2番26号
電話番号	0833-72-5700
診療科	内科、消化器内科、リハビリテーション科 等
入院設備	なし

医療機関の名称	こやま歯科医院
医院長名	小山 茂幸
所在地	周南市大字徳山字御弓町 4181
電話番号	0834-22-6622

## 1 1 サービス利用料金と支払い方法について

### (1) サービス利用料金

別表「利用料金表」をご覧ください。

### (2) 日常生活上の諸費用のご負担について

別表「利用料金表」に記載する費用の他、ご利用者の日常生活に要する費用で、ご負担いただくことが適当であると判断できる費用については、実費をご負担いただきます。

### (3) 支払い方法及び支払い期日

当月の利用者負担金の請求に明細書を付して、翌月 10 日前後に請求書を発送します。サービスに関する利用料金は、原則として請求月の 26 日（金融機関が休日の場合はその翌日）に指定の口座（山口銀行）から自動口座引き落としによりお支払いいただきます。なお、自動引落の手続きが終了するまでは、振込の方法によりお支払ください。

## 1 2 施設を退居していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくこととなります。

- ・ 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ・ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・ ご利用者から退居の申し出があった場合（詳細は(1)をご参照ください。）
- ・ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は(2)をご参照ください。）

### (1) 利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ・ 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・ ご利用者が病院入院された場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が個人情報保護に違反した場合
- ・ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがあ



る場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ・ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ・ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合
- ・介護療養型医療施設や老人保健施設に入居された場合

(3) 円滑な退居のための援助

ご利用者が当施設を退居される場合には、ご希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

1 3 衛生管理等について

施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を検討する委員会を、3月に1回以上開催するとともに、定期的に研修を実施します。

1 4 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、非常時の体制で早期の業務再開を図り、サービス提供を継続するための計画（業務継続計画）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

1 5 非常災害時の対策

防火管理者を置き、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成して、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間想定訓練）を行います。

### 1 6 事故発生時の対応・損害賠償

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、原因の解明、再発防止のための対策を講じます。また、賠償すべき事故の場合には、誠意をもって対応し、必要に応じて損害賠償を行います。

・加入損害賠償責任保険                      社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」

### 1 7 苦情等申し立て窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問などございましたら下記にお申し出ください。

当施設の窓口	
受付担当者	渡邊 太樹・藤田 美雪・天満 恭平（生活相談員）
連絡先	電話番号 0834-33-8881 / F A X 番号 0834-33-8882
受付時間	午前 8：30～午後 5：30（土日祝をのぞく平日）

外部の受付機関	
第三者委員 有馬 俊雅	住所：周南市須々万奥 576 電話番号：0834-88-0259
第三者委員 小林 武生	住所：周南市学園台 843-4-2 電話番号：0834-28-0411
第三者委員 藤本 真樹	住所：周南市遠石 2-10-16 電話番号：090-9506-5681
周南市高齢者支援課	住所：周南市岐山通 1-1 電話番号：0834-22-8467
山口県国民健康保険団体連合会	住所：山口市朝田 1980-7 電話番号：083-995-1010
山口県福祉サービス運営適正化委員会	住所：山口市大手町 9-6 ゆ〜あいプラザ 山口県社会福祉会館 2F 電話番号：083-924-2837

### 1 8 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

- (1) 意見箱の設置                                      施設内、南玄関に設置
- (2) 第三者による評価の実施状況              未実施

### 1 9 個人情報の保護

施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 20 サービス提供の記録

提供したサービスについて具体的な内容等を記録し、その記録はサービスを終了した日から5年間保存します。

## 21 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 22 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

虐待防止に関する責任者 施設長 松本 咲子

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、「地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑」のサービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住所 山口県周南市城ヶ丘三丁目6番1号  
事業者 社会福祉法人 光仁会  
施設名 地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑  
代表者 理事長 市川 喜久子 印

説明者 職名 生活相談員  
氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

代理人 住所  
続柄 ( ) 氏名 印

身元引受人 住所  
氏名 印

<別表>

地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑 利用料金説明書  
 <地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ユニット型個室>

1 介護老人福祉施設サービス費

★介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

区分	項目	金額
基本単位	要介護1	682 単位/日
	要介護2	753 単位/日
	要介護3	828 単位/日
	要介護4	901 単位/日
	要介護5	971 単位/日
体制を整備し、全ての利用者を対象として算定する加算	看護体制加算Ⅰ	12 単位/日
	看護体制加算Ⅱ	23 単位/日
	夜勤職員配置加算Ⅱ	46 単位/日
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位/日
	栄養マネジメント強化加算	11 単位/日
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位/月
	協力医療機関連携加算	100 単位/月(令和6年度) 50 単位/月(令和7年度～)
	高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)10 単位/月 もしくは(Ⅱ)5 単位/月
対象となる場合に算定する加算	療養食加算	(1日3回まで)6 単位/回
	経口維持加算(Ⅰ)	400 単位/月
	経口移行加算	28 単位/日
	若年性認知症入所者受入加算	120 単位/月
	ADL維持等加算(Ⅰ)	30 単位/月
	ADL維持等加算(Ⅱ)	60 単位/月
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 単位/月

対象となる場合に 算定する加算	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位/月
	排せつ支援加算（Ⅰ）	10 単位/月
	排せつ支援加算（Ⅱ）	15 単位/月
	排せつ支援加算（Ⅲ）	20 単位/月
	自立支援促進加算	300 単位/月
	安全対策体制加算	（入居時に 1 回）20 単位
	退所時情報連携加算	250 単位/回
	新興感染症施設療養費	240 単位/日
	退所時栄養情報連携加算	70 単位/回
	再入所時栄養連携加算	200 単位/回
	配置医師緊急時対応加算	早朝（6：00～8：00） 650 単位/回 夜間（18：00～22：00） 650 単位/回 深夜（22：00～6：00） 1,300 単位/回 配置医師の通常の勤務時間外（早朝・ 夜間及び深夜を除く） 325 単位/回
	看取り介護加算Ⅰ	死亡日 45 日前～31 日前 72 単位/日 死亡日 30 日前～4 日前 144 単位/日 死亡日前々日、前日 680 単位/日 死亡日 1,280 単位/日
	看取り介護加算Ⅱ	死亡日 45 日前～31 日前 72 単位/日 死亡日 30 日前～4 日前 144 単位/日 死亡日前々日、前日 780 単位/日 死亡日 1,580 単位/日
	外泊時費用	（1 月に 6 日まで 月をまたぐ場合は 12 日まで） 246 単位/日
初期加算	（入居日・入院後の再入居日から 30 日） 30 単位/日	
介護職員処遇改善加算等の算定		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（基本単位＋各種加算単位）×14.0%/月	

※当事業所は、1 単位が 10.14 円の地域区分 7 級地となります。

※ご利用者の個人負担額は、介護保険給付額にご利用者ごとの介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

### 「加算算定要件」

○看護体制加算（Ⅰ）・・・常勤の看護師を1名以上配置した体制を整備した場合に算定いたします。

○看護体制加算（Ⅱ）・・・看護職員を常勤換算方法で2名以上配置した体制を整備している場合に算定いたします。

○夜勤体制加算（Ⅱ）・・・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が基準員数を1名以上、上回った体制を整備した場合に算定します。

○日常生活継続支援加算（Ⅱ）・・・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定している施設において、次の各項目を満たす場合に算定いたします。

ア、次のいずれかに該当すること。

a. 算定日の属する前6か月間の新規入所者の総数のうち、要介護4または要介護5の者の占める割合が70%以上であること。

b. 算定日の属する前6か月間の新規入所者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動がみられる認知症である者の占める割合が65%以上であること。

c. 喀痰吸引を必要とする入所者の占める割合が15%以上であること。

イ、介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

ウ、通所介護費などの算定方法第10条に規定する基準に該当しないこと。

○栄養マネジメント強化加算・・・次の各項目を満たす場合に算定いたします。

a. 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること。

b. 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。

c. 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。

d. 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合に算定いたします。

○生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行った場合に算定いたします。

○協力医療機関連携加算・・・協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有すること会議を定期的で開催している場合に算定いたします。

○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・・・感染症第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染症向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が適的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定いたします。

○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定いたします。

○療養食加算・・・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。入所者の病状に応じて主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合に算定いたします。

○経口維持加算（Ⅰ）・・・食事を経口摂取している入所者で摂食障害、誤嚥が認められる場合に、医師の指示のもと専門職種が共同して栄養管理の為に食事の観察や会議を行い、入所者ごとの経口維持計画を作成し、その計画に従って管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に算定いたします。

○経口移行加算・・・現に経管により食事を摂取している入所者ごとに、経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士または看護職員による支援が行われた場合に、計画が作成さ



れた日から起算して180日以内の期間に限り算定いたします。ただし、180日を超えた期間であっても、経口による食事摂取が一部可能であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定いたします。

○若年性認知症入所者受入加算・・・若年性認知症の利用者（40歳以上65歳未満の方）に対して個別に担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供する場合に算定いたします。

○ADL維持加算（Ⅰ）・・・次の各項目を満たした場合に算定いたします。

- a. 利用者（当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。
- b. 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Index（バーセルインデックス）を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- c. 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL利得）について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

○ADL維持加算（Ⅱ）・・・ADL維持加算（Ⅰ）のaとbの要件を満たしていること。また、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である場合に算定いたします。

○褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・・・次の各項目を満たした場合に算定いたします。

- a. 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3カ月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。
- b. aの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種のもが共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
- c. 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。
- d. aの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

○褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）・・・褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設

等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合に算定いたします。

○排せつ支援加算（Ⅰ）・・・次の各項目を満たした場合に算定いたします。

- a. 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
- b. aの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。
- c. aの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

○排せつ支援加算（Ⅱ）・・・排せつ支援加算（Ⅰ）の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定いたします。

○排せつ支援加算（Ⅲ）・・・排せつ支援加算（Ⅰ）の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に算定いたします。

○自立支援促進加算・・・次の各項目を満たした場合に算定いたします。

- a. 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
- b. aの医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
- c. aの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
- d. aの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

○安全対策体制加算・・・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置

し、組織的に安全対策を実施する体制が整備された場合に算定いたします。

○退所時情報提供加算・・・医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等に紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定いたします。

○新興感染症等施設療養費・・・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調達等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定いたします。※現時点において指定されている感染症はありません。

○退所時栄養情報連携加算・・・管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供し、1月に1回を限度として所定単位数を算定いたします。

○再入所時栄養連携加算・・・利用者が入院し、退院した直後に施設に戻ってくる場合に、経口摂取していたが経管栄養となった、嚥下調整食となった等当初の施設入所時より大きく状態が変化した時に、施設の管理栄養士と入院していた医療機関の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を作成した場合に算定いたします。

○配置医師緊急時対応加算・・・配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜、及び配置医師の通常の勤務時間外（早朝・夜間及び深夜を除く）に施設を訪問し入居者の診療を行った場合に算定いたします。

○看取り介護加算Ⅰ・・・医師がターミナル期と判断し、利用者、ご家族の同意を得ながら施設内で実際に看取り介護を行った場合、①亡くなられた日以前31日～45日を上限：（72単位/日）、②亡くなられた日以前4日～30日を上限：（144単位/日）、③亡くなられた日の前日・前々日：（680単位/日）、亡くなられた日：（1,280単位/日）の単位を算定いたします。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定いたしません。

○看取り介護加算Ⅱ・・・医師がターミナル期と判断し、利用者、ご家族の同意を得ながら施設内で実際に看取り介護を行った場合、①亡くなられた日以前31日～45日を上限：（72単位/日）、②亡くなられた日以前4日～30日を上限：（144単位/日）、③亡くなられた日の前日・前々日：（780単位/日）、亡くなられた日：（1,580単位/日）の単位を算定いたします。

○外泊時費用・・・外泊や入院された場合には、外泊・入院の翌日から6日間は基本単位に代えて

246単位を算定いたします。ただし、月末から翌月初めにかけて外泊や入院された場合には外泊時加算が最大で12日になる場合があります。

○初期加算・・・入居後30日間は初期加算として30単位を算定いたします。ただし、ショートステイから引き続き入居された場合には期間が短くなります。

○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・・・所定単位数（基本単位＋各加算単位）にサービス別加算率（14.0％）を乗じた単位数を算定いたします。

## 2 食費・居住費の費用

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

内容	ご利用者負担段階	ご利用者負担額	食事単価
食費	第1段階	300 円/日	朝食 310 円 昼食 800 円 夕食 710 円
	第2段階	390 円/日	
	第3段階①	650 円/日	
	第3段階②	1,360 円/日	
	第4段階	1,820 円/日	
居住費	第1段階	880 円/日	
	第2段階	880 円/日	
	第3段階①	1,370 円/日	
	第3段階②	1,370 円/日	
	第4段階	2,066 円/日	
入院外泊時から7日目以降の居室使用料	2,066 円/日 ※ご利用中の居室をショートステイサービスに利用させていただいた日は算定いたしません		

## 3 その他の費用

料金の種類	金額	
日常の金銭管理（預金管理、支払い代行等）	1,500 円/月	
個人専用の家電製品の持込使用料	50 円/日	
医療保険適用にかかる費用の自己負担分、医療保険適用外費用	実費	
特別な食事の提供に要する費用		
理美容代		
個人が希望して購入する日常の身の回り生活用品や嗜好による贅沢品		
教養娯楽として個人が使用するもの		
外部へのクリーニング代		
外泊、入院中のおむつ代		
行政手続きの費用		
上記のほか指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの		

## 4 料金表

地域密着型特別介護老人ホームくすのき苑

(単位：円/月)

要介護区分	介護サービス費 負担割合1割 (30日分)	介護サービス費 負担割合2割 (30日分)	介護サービス費 負担割合3割 (30日分)	負担区分	食費 (30日分)	居住費 (30日分)	負担割合1割 合計	負担割合2割 合計	負担割合3割 合計
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(14.0%) 円/月								
要介護1 (682単位/日)	20,746	41,493	62,239	第1段階	9,000	26,400	59,051円/月		
	2,905	5,809	8,714	第2段階	11,700	26,400	61,751円/月		
				第3段階①	19,500	41,100	84,251円/月		
				第3段階②	40,800	41,100	105,551円/月		
	23,651	47,302	70,953	第4段階	54,600	61,980	140,231円/月	163,882円/月	187,533円/月
要介護2 (753単位/日)	22,906	45,813	68,719	第1段階	9,000	26,400	61,514円/月		
	3,207	6,414	9,621	第2段階	11,700	26,400	64,214円/月		
				第3段階①	19,500	41,100	86,714円/月		
				第3段階②	40,800	41,100	108,014円/月		
	26,114	52,227	78,340	第4段階	54,600	61,980	142,694円/月	168,807円/月	194,920円/月
要介護3 (828単位/日)	25,188	50,376	75,563	第1段階	9,000	26,400	64,115円/月		
	3,526	7,053	10,579	第2段階	11,700	26,400	66,815円/月		
				第3段階①	19,500	41,100	89,315円/月		
				第3段階②	40,800	41,100	110,615円/月		
	28,715	57,429	86,143	第4段階	54,600	61,980	145,295円/月	174,009円/月	202,723円/月
要介護4 (901単位/日)	27,408	54,817	82,225	第1段階	9,000	26,400	66,646円/月		
	3,837	7,674	11,512	第2段階	11,700	26,400	69,346円/月		
				第3段階①	19,500	41,100	91,846円/月		
				第3段階②	40,800	41,100	113,146円/月		
	31,246	62,492	93,737	第4段階	54,600	61,980	147,826円/月	179,072円/月	210,317円/月
要介護5 (972単位/日)	29,538	59,076	88,613	第1段階	9,000	26,400	69,074円/月		
	4,135	8,271	12,406	第2段階	11,700	26,400	71,774円/月		
				第3段階①	19,500	41,100	94,274円/月		
				第3段階②	40,800	41,100	115,574円/月		
	33,674	67,347	101,020	第4段階	54,600	61,980	150,254円/月	183,927円/月	217,600円/月

※端数切り上げて表示

※周南市は7級地の為、1単位を10.14円で計算

全てのご利用者に算定させていただく加算

種別	単位/日	円/月 (30日分)	介護職員等 処遇改善加算Ⅰ (14.0%) 円/月	負担割合1割 合計	負担割合2割 合計	負担割合3割 合計
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	3,347	469	382円/月	763円/月	1,145円/月
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日	13,994	1,960	1,595円/月	3,191円/月	4,786円/月
看護体制加算(Ⅰ)	12単位/日	3,651	512	416円/月	833円/月	1,249円/月
看護体制加算(Ⅱ)	23単位/日	6,997	980	798円/月	1,595円/月	2,393円/月
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	46単位/日	13,994	1,960	1,595円/月	3,191円/月	4,786円/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	507	71	58円/月	116円/月	173円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	102	15	12円/月	23円/月	35円/月
協力医療機関連携加算	100単位/月	1,014	142	116円/月	231円/月	347円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月	102	15	12円/月	23円/月	35円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	51	8	6円/月	12円/月	18円/月

対象となる場合に算定させていただく加算

種別	単位/日	円/月 (30日分)	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ (14.0%) 円/月	負担割合1割 合計	負担割合2割 合計	負担割合3割 合計
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	4,056	568	462円/月	925円/月	1,387円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	31	5	4円/月	7円/月	11円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	132	19	15円/月	30円/月	45円/月

## 個人情報取扱同意書

社会福祉法人光仁会のサービス(地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑)の利用にあたり、以下に定める利用期間、利用目的、使用条件において、私、代理人及び家族の個人情報を必要範囲内で使用、提供又は収集することに同意します。

### 1. 利用期間

サービスの提供を受ける期間

### 2. 個人情報の利用目的

(利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的)

(ア) 施設内部での利用

- ① 施設がご利用者に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの提供に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 入退苑等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 介護事故、緊急時等の報告
  - ・ 当該ご利用者の介護・医療サービスの向上

(イ) 他の介護事業者等への情報提供を伴うもの

- ① 施設がご利用者に提供する介護サービスのうち
  - ・ 外部の医療機関、介護サービス事業者等との連携及び照会への回答
  - ・ ご利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・ その他の業務委託(医療事務、会計事務、給食、清掃、設備管理、送迎、理美容、廃棄物処理等の施設管理運営に関する業務の委託)
  - ・ ご家族へご利用者の心身の状況について説明する場合
- ② 介護保険事務のうち
  - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

(上記以外の利用目的)

(ウ) 施設内部での利用

- ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 介護実習生やボランティア等の教育に関わる指導及び協力
- ・ 施設において行われる介護サービスの質の向上を目的とした研究

(エ) 他の事業者等への情報提供を伴うもの

- ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

### 3. 使用する条件

個人情報の提供は必要最低限の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には利用しないこと。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、関係者以外の第三者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

令和 年 月 日

利用者  
(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

利用者代理人  
(住所) \_\_\_\_\_

(続柄 )  
(氏名) \_\_\_\_\_ 印

家族の代表者  
(住所) \_\_\_\_\_

(続柄 )  
(氏名) \_\_\_\_\_ 印



